

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

（中小企業の経営支援に関する取組方針）

当組合は中小企業の経営支援に関してライフステージに応じた経営支援に積極的に取り組み地域の発展に貢献してまいります。また、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、客観的に自己評価を行う事により、中小企業のニーズ・課題を把握し、外部専門機関等との連携による経営支援に取り組んでまいります。

（中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況）

当組合は、各営業店あるいは融資部を窓口として中小企業の経営を支援する態勢を整備しております。当組合は、平成25年2月1日に「経営革新等認定支援機関*1」として国から認定され、平成27年6月16日に「日本政策金融公庫」と業務連携を行い、平成29年1月23日には「大田ソーシャルビジネス支援ネットワーク*2」に加盟し、態勢整備を図っております。また「東京企業力強化連携会議（通称：元気・東京ネットワーク）」や「地域プラットフォーム」に参加して経営支援等を通じて、地域内の経済活性化に寄与する態勢も整えました。

*1「経営革新等認定支援機関」

経営課題が多様化・複雑化する中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うとして国から認定された機関

*2「大田ソーシャルビジネス支援ネットワーク」

大田区内の事業者の経営課題や問題等を解決するために地域の支援機関が連携してサポートするネットワーク（大田区、大田区産業振興課、東京商工会議所大田支部、東京大田中小企業診断士、東京都行政書士会大田支部、日本政策金融公庫大森支店、日本サードセクター経営者協会、当組合）

（目利き能力の向上及び経営・資金サポートに向けた人材育成）

当組合は、年間スケジュールに基づく人材教育の推進と目利き能力等の向上を目指した、関連部署によるOJT、勉強会、外部講習等によって人材育成を図っております。

- ・ 東京都信用組合協会主催 16講座 受講者総数51名
- ・ 融資部主催 令和4年10月(2回)、令和4年12月(2回)、令和5年3月(2回)計6回実施

（ガバナンスの強化）

当組合は、多くの組合員の意見を経営に反映し、組織の活性化を図るために組合員の中から「評議員」総勢120名の方を選出させて頂いております。毎年評議員会を開催し、活発な意見交換の場を設けておりましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

ライフステージに応じた取組状況

創業期

創業・新規事業開拓の支援

当組合は、単独で創業等に関する支援を行うほか、必要に応じて日本政策金融公庫をはじめとする外部機関等と連携する態勢を整備しております。

- 令和4年度の創業・新規事業支援融資実施は以下の通りです。

当組合が関与した創業、第二創業の件数	創業件数 (単位:件)	14
	第二創業件数 (単位:件)	0

創業支援先数	①創業計画の策定支援	0	③政府系金融機関や創業支援機関の紹介	0
	②創業期の取引先への融資 (プロパー)	5	④ベンチャー企業への助成金・融資・投資	0
	②創業期の取引先への融資 (信用保証付き)	9		

成長期・安定期

成長段階における支援

ビジネスマッチングによる販路拡大のための支援のほか、事業拡大のための資金需要等については、事業実態、事業価値を把握したうえで、お申込の理由、効果を勘案して、資力の確認に基づく償還見通しがある場合には、信用貸付による融資取組みを検討させて頂いており、経営上の問題点課題を共有し、ライフステージに応じたソリューションの提案等の支援をしております。また必要に応じて外部機関と連携して支援しております。

- 令和4年度の経営改善提案・提言取組件数は以下の通りです。

経営改善提案・提言取組件数	16
---------------	----

(経営改善提案・提言取組事例)

1. 経営上の問題点の要約	新型コロナウイルスの影響による売上減少、毎月の資金繰りに苦慮している先からの相談事例。
2. 改善提案・支援内容の要約	新規運転資金と既存借入金を一本化し、3年間元金据置及び返済額の負担軽減により、資金繰りが改善された。

地域密着型金融について ③

● 令和4年度の外部専門機関等活用して本業支援を実施した件数は以下の通りです。

外部専門機関等を活用して本業支援を行った取引先数	10
--------------------------	----

低迷期・再生期

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生・業種転換等の支援について、当組合は主に中小企業の代表者より入念にヒアリングを行ったうえで事業に関する問題点を共有し、解決に向けた経営改善計画書作成のお手伝いをさせていただいております。また、その後の事業等に関するモニタリングを行う中で事業再生や事業転換等の支援を行う場合には、当組合だけでなく、必要に応じて税理士、弁護士等の外部機関等の知見を活用して支援しております。

金融円滑化法終了後の対応について

金融円滑化法は、平成25年3月31日をもって期限が到来しておりますが、当組合は、期限到来後も法の趣旨に基づき、引続き『地域の皆様とのふれあいを大切に共存共栄を旨とした、きめ細かな金融等のサービスを通じて、地域中小・小規模企業の経済力の向上並びに地域の皆様の生活の向上に寄与するとともに、地域社会の繁栄に貢献する』との経営理念に照らし、当組合から融資を受けていらっしゃる地域中小・小規模企業者の皆様、住宅資金融資をご利用されている皆様において、お支払い頂いているご返済が困難になっている、または困難になりつつある場合に備えて、皆様からのご返済条件の変更申込、相談等を受ける窓口を各店舗及び本部に設け、真摯に且つ速やかに全役職員が一丸となって取り組んでおります。

● 貸付条件の変更等の申込対応件数は以下の通りです。

貸付条件の変更等の申込対応(平成21年12月4日～令和5年3月31日)					(単位:件)
	申込	実行	謝絶	審査中	取下げ
債務者が中小企業者の場合	3,667	3,321	136	33	177
債務者が住宅資金借入者の場合	411	354	25	2	30

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者への資金繰り支援について

当組合は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の皆様の資金繰りに支障が生じることがないように、感染対策を十分行ったうえで訪問によるきめ細かな対応で実情に応じた資金繰り支援を行い、かつ、ご返済条件の変更申込についても柔軟に取り組んでおります。

● 融資の対応状況は以下の通りです。

単位(件、百万円未満切捨て)

融資対応実績(令和4年4月～令和5年3月の計)		
融資実績		条件変更
実行件数	実行金額	実行金額
1,184	11,422	5,494

ご返済等に関するご相談窓口

お 問 い 合 わ せ 場 所	共立信用組合 各お取引店舗の 『ご返済等に関する相談窓口』あるいは本部融資部
受 付 日	当組合の営業日
受 付 時 間	午前9時から午後5時

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

● 令和4年度の「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況は以下の通りです。

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	300	293
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	21.14%	20.27%
保証契約を解除した件数	7	8
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0	0

(「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例)

1. 主債務者及び保証人の状況、事業の背景等	法人運転資金申込に際して経営者保証を求めない事例。
2. 取り組み内容	申込法人は十分な資産及びキャッシュフローを有しており、経営者保証を求めず新規与信した。

(「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例)

1. 主債務者及び保証人の状況、事業の背景等	賃貸用建物建替え資金の融資申込に際して経営者保証を求めない事例。
2. 取り組み内容	申込人は十分な資産を有しており、経営者保証を求めず新規与信した。